

## 令和6年度学校業務改善支援事業委託業務仕様書

### 1 委託業務名

令和6年度学校業務改善支援事業委託業務

### 2 施行地

県内全域

### 3 施行期間

契約締結日から令和7年3月7日（金）まで

### 4 業務の目的

教育の質を高めるためには、長時間勤務・勤務過密化の解消とワーク・エンゲイジメントの向上を一体的に進め、教職員の Well-being を追求していくことが不可欠である。そのために、教育委員会と学校が協働し、「個業」や「自前主義」が課題とされる学校文化や教職員意識の変容を図り、学校自体が、業務改善や組織改革、所属教職員の協働性の向上等の働き方改革を自走化する仕組みづくりを進める必要がある。

本事業は、その観点を踏まえ、教育委員会と学校・教職員の協働的な働き方改革のプログラム開発と実施、働き方改革を推進する人材の育成、水平展開のためのワークショップや講演会の開催等の業務を、経験、ノウハウを持った民間事業者へ委託し、学校の働き方改革を推進することを目的とする。

### 5 施行仕様

本業務の仕様は、下記に示すもののほか、別添「令和6年度学校業務改善支援事業委託業務企画提案募集要領」によるものとする。

#### (1) 事業内容

本業務は、本県の教職員の働き方改革を推進することで、教育の質の向上を図るものであり、そのために以下の事業を行う。

#### イ 本県の県立学校と所属教職員の課題に特化した働き方改革プログラムの開発と実施

教育委員会と学校・教職員の協働的な働き方改革を進めるための、本県の状況に適したプログラムの企画・立案、実施及び検証・分析、報告を確実に行う。

#### ロ ワークショップ・講演会の実施

実事例やエビデンスをベースとした、実効性のある業務改善や長時間勤務縮減についてのワークショップや、教職員だけでなくPTAや地域の参加者を対象に含む、働き方改革についての講演会を実施する。

#### (2) 実施内容

#### イ 本県の県立学校と所属教職員の課題に特化した働き方改革プログラムの開発と実施

##### (イ) 働き方改革プログラムの開発

プログラムの開発にあたって、受託者は以下の業務を行うものとする。

① 新規に、あるいは自治体等で実績のあるプログラムをベースに、本県の状況に適した働き方改革のプログラムを企画・立案する。

② 企画・立案にあたっては、教職員課働き方改革推進チーム及びプログラム実施校（7校予定）

(以下「実施校等」という。)との綿密な協議を行い、本事業のためにカスタマイズされたプログラムを開発する。教職員課働き方改革推進チームと月2回程度の定期的なミーティングを実施する。

- ③ 働き方改革を推進する教育委員会及び教職員の人材育成の観点、学校の自律的な働き方改革と今後の自走化の観点、具体性のある業務改善方策や見込まれる成果とフィージビリティ（実現可能性）の観点に特に留意し、プログラムを開発する。
- ④ プログラム実施中に変更・調整の必要が生じた場合は速やかに対応する。その際、実施校等との連絡、情報共有を密に行う。
- ⑤ プログラムの開発と実施に必要なICTツールの準備と最適化を行う。
- ⑥ プログラム実施の成果を検証するための測定ツールを開発する。その際、大学・研究者等の知見や集積された測定スキル等の活用により、信頼性と妥当性を担保する。

#### (ロ) 働き方改革プログラムの実施

開発したプログラムの実施にあたって、受託者は以下の業務を行うものとする。

- ① オンライン研修を契約期間中4回以上行う。また各実施校を最低1回は直接訪問して、研修を実施する。研修の内容は、次の事項を含むものとする。
  - ・学校の長時間勤務の実態やその真因のエビデンスベースの分析
  - ・教員の働き方固有の課題の分析・考察
  - ・実効性の高い教職員の働き方改革の実践手法の解説
  - ・受託者の過去の実践事例の紹介
  - ・成果が立証されているノウハウやスキルの提供
- ② オンライン研修にあたっては、使用するICTツールのオペレーションと実施校等へのサポートを行う。
- ③ プログラム実施の進捗と、実施校等の相互の情報共有を図るために、オンラインの掲示板機能等を運営する。
- ④ ネットワークづくりと情報収集のため、全国の自治体の働き方改革推進担当部署や働き方改革を推進している学校とのオンラインコミュニティの場を提供する。
- ⑤ 実施校の求めに応じて、契約期間中に、自治体等での実践経験に基づく、働き方改革推進についてのオンラインによるコンサルティングを1回以上行う。回数と1回あたりの時間については、都度協議する。

#### (ハ) 働き方改革プログラム実施後の成果検証と報告

開発したプログラムの成果検証と報告にあたって、受託者は以下の業務を行うものとする。

- ① プログラム実施前・実施後に、開発したツールを用いた測定を、プログラム実施校の教職員を対象に行う。
- ② 大学・研究者等の協力を得ながら、得られたデータの分析と考察を行う。
- ③ 成果検証の結果は、既存のデータとの比較を用いる等、分かりやすい形で可視化する。
- ④ 契約満了日までに、実施校等へ報告する。

#### ロ ワークショップ・講演会の実施

教職員課働き方改革推進チームに対し、受託者は以下の業務を行うものとする。

- ① 教職員課働き方改革推進チームの求めに応じて、県立学校教職員、市町村立学校教職員等、PTAや地域の参加者を対象に含む、働き方改革についてのワークショップ・講演会等を実

施する。講演会の内容については、教職員課働き方改革推進チームと協議の上、広範囲の参加者に適し、かつ教職員の働き方改革推進の必要性が共感をもって理解されるもの、またそれが社会に浸透する一助となることを意図したものとする。

- ② ワークショップ・講演会等は合わせて年に5回程度（オンライン2回、現地3回）とする。教職員課働き方改革推進チーム等の状況に応じて、ワークショップ・講演会の企画・立案及びファシリテーションのサポートを行う。

### (3) 開催場所

実施校対象のプログラムの実施については、各実施校での最低1回の直接訪問研修以外は、基本的にオンラインでの開催とする。教職員課働き方改革推進チームの求めに応じたワークショップ・講演会については、オンライン2回、現地3回とする。現地で開催する場合は、会場を委託者が確保する。

### (4) その他

- イ 教職員課は、プログラム実施校の選定を行う。
- ロ 教職員課働き方改革推進チームは、教職員課、プログラム実施校、受託者、三者間の調整を行う。
- ハ プログラム実施校及び講演会の受講者からは参加費を徴収しない。
- ニ 受託者は、プログラム実施校に対する研修やコンサルティングの都度、実施報告書を提出する。実施報告書様式については委託者と受託者が別途協議する。
- ホ 新型コロナウイルス等の感染症対策については、十分な対策を講じること。

## 6 事業実施計画書等

受託者は、本事業の委託契約締結後、次に掲げる事項について書面を作成し、委託者に提出し、委託者と協議を行った上で事業を実施するものとする。

- (1) 事業実施計画書（事業の実施方法、事業達成目標数、各事業の実施計画等）
- (2) 事業従事者等届（事業実施責任者、個人情報及び情報資産の取扱いに係る管理責任者、情報資産の取扱いに係る作業責任者、事業に従事する者等）
- (3) 個人情報及び情報資産を取り扱う作業場所
- (4) 事業管理体制届（情報資産の管理体制（個人情報取扱要領含む）、障害発生時及び緊急事態が生じた場合に備えた連絡体制等）

## 7 業務完了報告書等

受託者は、本業務終了後、速やかに次の書類を委託者に提出する。作成内容については、委託者において別途指示する。

- (1) 業務完了報告書
- (2) その他関連資料

## 8 委託金支払

委託契約書に従い、仕様書に定める業務完了報告後に支払いを行う。

## 9 秘密保持等

### (1) 秘密の保持

- イ 委託者は、企画提案者から提出された提案書等は、本業務における契約以外の目的で使用しないもの

とする。

ロ 受託者は、本業務に関して委託者から受領又は閲覧した資料等を、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。

ハ 受託者は、本業務で知り得た秘密を保持しなければならない。この契約終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）及び別記1個人情報取扱特記事項を遵守する。

(3) 誓約書の整備

受託者は、本業務に携わる者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させる。

## 10 その他

(1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由若しくは本仕様書に記載されていない事項が生じたときは、委託者と速やかに協議を行い、その指示に従う。

(2) 特別の事情が生じた場合、双方協議の上、委託条件を変更することがある。

(3) 受託者は、委託者の承認がある場合を除き、第三者に業務を再委託することはできない。